

社会福祉法人 京都眞生福祉会

役員等報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は社会福祉法人京都眞生福祉会（以下本法人という）定款第八条の規定に基づき、役員及び評議員（以下役員等という）の報酬及び費用弁償に関する事項について定める。

第2条 この規程における役員等報酬とは、本法人が役員等に対し、その職務執行の対価として支払うものをいう。

第3条 理事長は本規程を理事会の同意を得て定めるものとする。

第4条 報酬は原則的に理事会・評議員会に出席した際に支払うものとするが、その他理事長が特別な場合と認めた時にも支払うことができる。尚、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

第5条 報酬金額は1回につき5,000円とする。

2 但し、平成23年10月14日までは無償とする。

第6条 役員等に支払う費用弁償については次の通りとする。

- 1) 本法人の事業所を含め亀岡市内で行われる理事会、評議員会または法人が実施するその他の会議に出席する場合、交通費のみ1回につき一律5,000円を支給するものとする。
- 2) 亀岡市外で行われる理事会、評議員会または法人が実施するその他の会議に出席する場合、又本法人の業務として外部の会議への出席や研修・講演等に参加する場合も費用弁償するが、この内容については本法人が別に定める旅費規程・出張規程に準じて支給するものとする。

附則

この規程は平成21年5月29日から摘要する。